

第16回経済レポート—特殊法人と監査法人

目次

1. 民間企業仮定財務諸表	P 1
2. 特殊法人会計と企業会計の差	P 4
3. 監査法人の追記情報	P 6
4. 監査法人のリスク管理	P 10

1. 民間企業仮定財務諸表

第15回経済レポートにおいて、特殊法人会計による財務諸表に基づき年金基金運用基金の財務分析を行い、その承継資金勘定と承継一般勘定に大きな問題が隠されていることを指摘した。既に述べたように、年金基金運用基金は“行政コスト計算財務諸類”を公表しており、この中には民間企業仮定財務諸表と称するものが含まれている。既に分析した特殊法人会計による財務諸表と対比するため、以下にこの概要を示す。

厚生年金勘定

損益計算書

費用	十億円	収益	十億円
当期利益金	3,335	総合勘定分配金収入	3,335

貸借対照表

資産合計	十億円	負債資本合計	十億円
<u>流動資産</u>		<u>固定負債</u>	
未収金	3,335	運用寄託金	50,194
<u>固定資産</u>		剰余金	
総合勘定繰入金	48,763	繰越欠損金	-1,431
		当期利益金	3,335
			1,904
資産合計	52,098	負債資本合計	52,098

国民年金勘定

損益計算書

費用	十億円	収益	十億円
----	-----	----	-----

当期利益金	239	総合勘定分配金収入	239
-------	-----	-----------	-----

貸借対照表

資産合計	十億円	負債資本合計	十億円
<u>流動資産</u>		<u>固定負債</u>	
未収金	239	運用寄託金	4,009
<u>固定資産</u>		剰余金	
総合勘定繰入金	3,869	繰越欠損金	-140
		当期利益金	239
			99
資産合計	4,108	負債資本合計	4,108

承継資金運用勘定

損益計算書

費用	十億円	収益	十億円
借入金利息	442	総合勘定分配金収入	1,298
当期利益金	856		
費用合計	1,298	収益合計	1,298

貸借対照表

資産合計	十億円	負債資本合計	十億円
<u>流動資産</u>		<u>流動負債</u>	
未収金	1,299	1年内返済長期借入金	2,831
<u>固定資産</u>		未払利息	99
総合勘定繰入金	22,579	流動負債計	2,930
		<u>固定負債</u>	
		財政融資資金借入金	14,845
		借入金返済融通資金	9,747
		固定負債計	24,592
		負債計	27,522
		<u>欠損金</u>	
		繰越欠損金	-4,500
		当期利益金	856
		欠損金計	-3,644

資産合計	23,878	負債資本合計	23,878
------	--------	--------	--------

承継一般勘定

損益計算書

費用	十億円	収益	十億円
借入金利息	336	貸付金利息	202
業務委託費	7	政府交付金収入	52
貸倒引当金繰入	4	その他の収益	1
基地売却損	9		
その他の費用	4		
当期損失金	-105		
費用合計	255	収益合計	255

貸借対照表

資産合計	十億円	負債資本合計	十億円
<u>流動資産</u>		<u>流動負債</u>	
現金預金	1,190	1年内返済借入金	612
有価証券	946	未払費用	14
その他の流動資産	10	その他の流動負債	2
流動資産計	2,146	流動負債計	628
<u>固定資産</u>		<u>固定負債</u>	
貸付事業資産	5,021	長期借入金	5,952
保養基地資産	105	その他の流動負債	4
固定資産計	5,126	固定負債計	5,956
<u>投資その他の資産</u>		<u>負債計</u>	<u>6,584</u>
破産更生債権等	29	<u>資本</u>	
貸倒引当金	-12	政府出資金	1,027
投資その他の資産計	17	繰越欠損金	-216
		当期損失金	-105
		資本計	706
資産合計	7,290	負債資本合計	7,290

総合勘定

損益計算書

費用	十億円	収益	十億円
----	-----	----	-----

運用諸費	20	運用収益	4,892
一般管理費	1	政府交付金	1
厚生年金分配金	3,335		
国民年金分配金	239		
承継資金分配金	1,298		
費用合計	4,893	収益合計	4,893

貸借対照表

資産	十億円	負債資本	十億円
<u>流動資産</u>		<u>流動負債</u>	
担保預り運用資産	1,900	未払金	4,875
その他の流動資産	41	有価証券担保預り金	1,900
流動資産計	1,941	その他の流動負債	1
<u>固定資産</u>		流動負債計	6,776
投資預金	62	<u>固定負債</u>	
信託資産	42,323	厚生年金勘定受入金	48,763
投資有価証券	27,915	国民年金勘定受入金	3,869
その他の固定資産	1	承継資金勘定受入金	22,580
固定資産計	70,301	固定負債計	75,212
投資その他の資産		負債合計	81,988
承継資金融通資金	9,747	資本合計	1
資産合計	81,989	負債資本合計	81,989

2. 特殊法人会計と企業会計の差

一体特殊法人会計と民間並みの企業会計で、何がそんなに違うのかと思います、両者の差額表を作成してみた。両者の差は極めて限定的である。読者はまず、この差額表を理解してから上記の民間企業仮定財務諸表なるものを分析するとよいであろう。

—	特殊会計	企業会計	差
—	十億円	十億円	十億円
<u>分配金</u>	—		—
厚生年金	451	3,335	2,884
国民年金	33	239	206
承継資金	179	1,298	1,119

合計	663	4,872	4,209
総合勘定			
信託資産	41,085	42,323	1,238
投資有価証券	27,951	27,915	-36
未払金	-665	-4,875	-4,210
合計	68,371	65,363	-3,008
繰越損益			
厚生年金	50	-1,431	-1,481
国民年金	6	-140	-146
承継資金	-3,119	-4,500	-1,381
合計	-3,063	-6,071	-3,008

まず、企業会計では平成15年度の厚生年金、国民年金及び承継資金の分配金がそれぞれ2,884十億円、206十億円、1,119十億円、合計4,209十億円増えている。当然のことながら、この分配金の増加額だけ各勘定の未収金と当期利益額が増えている。この分配金は総合勘定では未分配なのであるから、総合勘定では分配予定額分だけ未払金を増やしてバランスをとっていることがわかる。さて、このようにして各勘定の当期利益額は4兆円ほど増えたのであるが、反対に過年度の利益は3兆円ほど減っている。各勘定の繰越利益金を見ると厚生年金、国民年金、承継資金それぞれ、1,481十億円、146十億円、1,381十億円、合計3,008十億円減少している。結局、特殊法人会計から企業会計に変更することにより、過年度利益を3兆円減らして当期利益を4兆円増やしているだけの事なのである。結果として、平成15年度末の信託資産の評価額は差引き1兆円増え、投資有価証券は若干の評価減となっている。

要するに特殊法人会計と企業会計の間で、年度ごとに3兆円の利益を減らしたり、4兆円の利益を増やしたりしているのである。なぜこのような利益のやり取りが出てくるのかは、平成14年から平成16年の日経平均株価の推移を照らし合わせてみると、いとも簡単に理解する事ができる。年金資金運用基金が運用委託する信託資産は債券と株式であるから、その運用収益は金利と株価の関数である。平成14年度も平成15年度も金利は日銀のゼロ金利政策でほとんど変わらなかったのであるから、この2期間の運用実績はほぼ日経平均株価の推移どおりになっているはずである。以下に平成14年から平成15年のそれぞれ3月末の日経平均株価を一覧にして示す。

(円)

時期	日経平均株価
平成14年3月末	11,024
平成15年3月末	7,972
平成16年3月末	11,715

企業会計を適用すると投資の評価減のタイミングが発生主義となるため、特殊法人会計より早く評価減が発生する。平成14年度決算においては期首の日経平均株価が1万1千円で期末の日経平均株価が8千円弱であったので、企業会計原則では投資の評価減を立てなければならない。翌平成14年度決算では、期首の日経平均株価が8千円弱に対して期末の日経平均株価が1万2千円弱であるので、企業会計では時価会計に基づき反対に評価益が計上される。そして、この2年を通算してみると、平成15年度の期末日経平均株価は平成14年度の期首の日経平均株価をやや上回っているため、平成14年度の評価減が3兆円、平成15年度の評価益が4兆円と評価益が評価損をやや上回る結果となったのである。理解できたであろうか？

承継一般勘定における特殊法人会計と民間並み企業会計の差は1箇所のみである。29十億円の破産更生債権の存在を認識し、それに対する12十億円の貸倒引当金を認識したのである。当然12十億円の利益の減少となるが、これを当年度分と過年度分に分けて認識しているので、当期利益が4十億円、繰越欠損金が7十億円それぞれ減少している。企業会計原則では貸倒引当金は債権の回収可能性に基づき個別引当がなされなければならないので、当然民間並み企業会計では特殊法人会計に比べて引当金は増えるのであるが、増えたといっても知っている。貸付事業資産が5,021十億円なのであるから、民間並み企業会計での引当率は0.33%である。(特殊法人会計では0.09%)承継一般勘定の貸付事業資産は年金住宅貸付なのであるが、住宅貸付業務を行う金融機関で0%台の不良債権比率ということは余程のことでもなければありえない。後に述べるように、年金資金運用基金の特殊法人会計による財務諸表は監査法人の監査証明がついているのであるが、この監査はなぜか承継一般勘定を監査範囲から除外している。すなわち、年金資金運用基金の貸倒引当金の十分性については何等の保証もないのである。

3. 監査法人の追記情報

平成15年度の年金資金運用基金の特殊法人会計による財務諸表には新日本監査法人の監査証明が添付されている。公正を期するため、ここにその監査意見の全文を転載する。

“当監査法人は、年金資金運用基金法代35条の規定に基づき、年金資金運用基金の平成

15年4月1日から平成16年3月31日までの平成15年度の次の書類（いずれも承継一般業務に係るものを除く）について監査を行った。

- (1) 財務諸表、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (2) 附属明細書、業務報告書及び決算報告書（附属明細書及び業務報告書については会計に関する部分に限る。）

なお、附属明細書及び業務報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細書及び業務報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。また、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第18条の規定に基づき、上記の書類において承継一般業務に関する記載は監査の対象外となっている。上記の書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から上記の書類（監査の対象外となった部分を除く）に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査基準は、当監査法人に上記の書類に重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体として上記の書類（監査の対象外となった部分を除く）の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人は、財務諸表、附属明細書（会計に関する部分に限る。）業務報告書（会計に関する部分に限る。）並びに決算報告書が、上記の監査対象外となった部分を除き、年金資金運用法、年金資金運用基金法施行令、年金資金運用基金の財務及び会計に関する省令に準拠して作成されているものと認める。

追記情報

重要な会計方針等に記載のとおり、運用資産のうち投資有価証券及び信託財産の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっており、時価が著しく下落した場合も取得原価により評価している。なお、運用資産及び関連する未収収益について、満期保有目的の利付国庫債券を償却原価、その他を時価により評価した場合の評価額は、貸借対照表の注記に記載されている。

年金資金運用基金と当監査法人又は関与社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上 “

この監査意見は危ない。この監査意見の問題は言うまでもなく追記情報の不透明さである。追記情報には、“運用資産のうち投資有価証券及び信託財産の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっており、時価が著しく下落した場合も取得原価により評価している。”と記載されている。仮に、投資有価証券及び信託財産の評価基準及び評価方法が移動平均法による原価法によっても、時価が著しく下落した場合は取得原価ではなく当該時価による評価が強制されるのは会計の常識ではないか。時価が著しく下落したとは一般に時価が取得原価と比較して50%超の下落となることを想定しているのであるが、この場合には取得原価はもはやその評価基準の前提を失い、取得原価そのものが滅失したと考へ減損を行うというのが会計学の原理である。

そこで追記情報の最初に“重要な会計方針等に記載のとおり”と書いてあるので、財務諸表の重要な会計方針の欄を見てみると、投資有価証券及び信託資産の評価基準及び評価方法として“移動平均による原価法によっている。なお、時価が著しく下落した場合も取得原価により評価している。”と驚くべき会計方針が記載されている。このような会計方針が会計原則上成り立つのか？会計原理に違反した会計原則を特殊法人会計では認めているというのであろうか。時価が著しく下落した場合の取得原価の減損処理という会計原理をとらなくても良いという特殊法人会計の根拠規定があるのであれば、監査法人はその根拠規定を明らかにすべきである。仮に、根拠規定が無いとすればこの会計方針は会計原則違反なのであり、それは追記情報に記載すべき事項ではなく、会計原則違反として限定意見を表明すべき事項であるという事になるがどうか。

この追記情報の問題はそれが限定意見となるべき会計原則違反ではないかという疑問に止まらない。追記では、時価が著しく下落した場合も取得原価により評価していると恐ろしい事を指摘しておきながら、その金額がいくらであることを明らかにしていない。追記情報は財務諸表に対して重要な情報を追記するのであるから、ここでの減損未処理は重要な金額のはずである。監査法人は69兆円にも上る運用資産について重要な減損未処理があると指摘しておきながら、それがいくらあるのかは触れていないのである。監査法人は、監査報告書に指摘した事項について、その影響額を監査対象の財務諸表の注記に記載させて、それを監査意見で参照する事により示さなければならない。この事例の場合、財務諸表にも影響額の記載はないのであるが、財務諸表に影響額の記載がないのであれば、監査報告書に監査人自ら影響額を記載しなければならない。追記情報で重要な減損未処理があると指摘しておきながらその影響額を示さないというのは、徒に財務諸表の読者の不安感をあおり、財務諸表の価値をなからしめる行為なのであるが、監査法人はどう反論するつもりか？

追記情報の末尾になお書きがあるが、このなお書きもなおよくない。“なお、運用資産及び

関連する未収収益について、満期保有目的の利付国庫債券を償却原価、その他を時価により評価した場合の評価額は、貸借対照表の注記に記載されている。“というのであるが、何が言いたいのか？仕方がないので、貸借対照表の注記を見てみると、“運用資産及び関連する未収収益について、満期保有目的の利付国庫債券は償却原価、その他は時価により評価した場合の評価額は70,335,816,134,419円”という記載があった。貸借対照表上の運用資産が69,099十億円で未収収益が40十億円であるのだから、両者の貸借対照表計上額合計は69,139十億円となる。この金額と注記の差額は1,196十億円となるが、従って全体では（重要な減損未処理がありながらも）1兆円を超える含み益があるということを言いたいのか？監査法人は一方では金額を示す事をせず重要な減損未処理があると指摘し、もう一方で1兆円を超える含み益があると指摘している。

監査法人が追記情報を監査報告書に記載するというのは大変な事であるから、この追記の記載をめぐって、監査法人と年金資金運用基金側で相当激しいやり取りが交わされたという想像が許されてよいであろう。しかし、結果として監査法人はいわゆる適性意見を表明しているのであるから、たとえどのような追記情報を記載しようとする責任を免れることはできない。そして、このわけのわからない追記情報を読めば読むほど、私には、年金資金運用基金には重要な減損未処理があり、従ってその財務諸表は適正ではないと読めてしまうのであるが、どうか。そして、このわけのわからない追記情報なるものは、万一そのことの責任を問われた場合の責任逃れの言い訳と読めてしまう。これはいい訳にはならない。

ことのついでに言えば、第15回経済レポートで指摘した財投融資資金返済融通金についての注記がないが、重要な事項についての注記がないのは会計原則違反ではないか？一体この金は何なのか。何を根拠に出ているどのような性質の金か。財務諸表はこの資金について一切記載を行っていないが、不自然ではないか？なぜ、監査報告書で指摘しないのか？

問題は監査法人だけではなく、監査報告書によれば、承継一般勘定は監査法人の監査対象外とされているとのことであるが、なぜこのような見え透いた事をするのか。既に検討してきたように、年金資金運用基金の財務上の最大の問題点は承継事業にある。その中でも国民の関心は、問題点のわかりやすい年金住宅貸付（不良債権）とグリーンピア事業（不採算事業）を行う承継一般勘定にあるのは明白ではないか。問題点のある承継一般勘定をわざわざ外して行う監査にどのような意味があるのか。

さらに言えば、監査法人の監査は特殊法人会計による財務諸表に対して行われており、別途作成されている民間並みの企業会計に基づく財務諸表に対しては行われていない。なぜか？企業会計に基づく財務諸表に対して監査法人の監査が行われれば、そこでの会計基準

は特殊法人会計の言い訳がきかなくなるのであるから、監査法人も本来会計原則違反である減損未処理を、追記情報として逃げることはできなくなってしまう。本当であればどのような監査意見になるのか、国民は真実を知りたいのである。監査法人はこの監査報告書によりまことに大きな責任を負ったことになる。

4. 監査法人のリスク管理

監査法人はこのような追記情報をつけていわゆる適正意見を出してしまった以上、今後も毎年この会計処理を認め続けざるを得ない。年金資金運用基金が同一の会計処理を毎年続ける以上、昨年適正だった会計処理が今年是不適正になることなどありえない。いずれこのことは歴史の中で明らかにされる。しかもその日は近い。監査法人は一体この監査でいくらの監査報酬を得ているのか。年金資金運用基金は何の意味もないグリーンピアの保養基地施設には1千億円の金を使うのであるが、監査法人に億円単位の監査報酬を払うことなどありえない。この監査報酬は年金資金運用基金の財務諸表の抱えるこれだけのリスクに見合っているか？ 監査証明を信頼した国民の訴訟リスクを考慮した事があるか？

地震保険の最低料率を知っているだろうか。一等地の最強構造建築物で0.0005%である。特殊法人会計による総合勘定の総資産は8兆円である。この総資産に地震保険の最低料率をかけると30億円となる。地震保険料率を適用しても年間30億円の監査報酬となる。本レポートで指摘したように年金資金運用基金の財務諸表は日本の地震以上に危険である。老婆心かもしれないが、監査法人は監査意見の変更ができない以上、この会計監査の受諾を一日も早く断ったほうがいい。

年金資金運用基金は、財政融資資金の返済の実態、承継事業のあり方と承継事業への収益分配、運用資産の評価、さらには監査のあり方と監査意見にまで闇が広がっている。第14回と第15回の経済レポートで連続して年金資金運用基金の闇の解析を行ったわけであるが、まことにその闇は深いと言わざるを得ない。年金資金運用基金の闇が深いということは公的年金の闇はさらに深いことを示唆する。どうもだんだん深みに入っていくようであるが次回は公的年金問題を扱う事とする。

2005年6月3日 細野祐二